

陸災技発第2号
令和8年2月16日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各都道府県支部事務局長様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
技術管理部次長

高年齢者の労働災害防止のための指針の公示について

「高年齢者の労働災害防止のための指針」（令和8年厚生労働大臣公示第1号）が別添1のとおり、令和8年2月10日付に公示されました。

本指針の概要は別添2のとおりです。

この指針は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）第2条による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、必要な事項について定められたものです。

各支部におかれましては、本指針の趣旨及び内容について傘下の会員事業場へ周知いただき、高年齢者の労働災害防止対策の一層の推進が図られるようご対応をお願いいたします。